

令和2年11月20日

答申第2号（令和2年11月5日諮問）

甲良町長 野瀬 喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 進

答申

1 甲良町個人情報保護条例（平成18年3月28日条例第2号、改正平成18年6月15日条例第17号、以下「条例」という）第13条第1項第7号に基づき、令和2年11月5日に諮問のあった、「平成27年度から令和元年度までの5年間の転出者の、住民基本台帳に記載のある住所と転出先住所を利用して、アンケートを郵送することに関する意見」について、当審査会は、条例第13条第1項第7号に規定する「公益上の必要」に該当すると判断する。

2 個人情報保護条例の原則と条例条文との関係

(1) 甲良町個人情報保護条例は、第1条で「個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護および公正かつ適正な町政運営に資することを目的とする」と規定している。そして、この目的を実現するために、第13条第1項において「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない」と定めている。

(2) しかし、第13条第1項は、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない」と例外的に目的外利用に関して規定している。本件諮問は、この第13条第1項第7号「前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」の規定に基づいて行われたものである。

3 審査会の判断

(1) 当審査会は、アンケートの目的、アンケート内容、アンケートの発送と回答の受付方法、利用方法について実施機関から説明を受け、慎重に検討した。その結果、アンケートの目的が、町政の発展とまちづくり計画の策定、人口減の下での地域の担い手の確保のために、転出者における集落行事への関与の実態と関与への意識を調査することにより、今後の集落の担い手となる可能性を検討すること、また、アンケートの分析結果を、策定した総合計画の具体的な事業の参考とすること等、その目的の明確性と限定性の点から、その利用が条例第13条第1項第7号の「公益上の理由」に該当すると判断した。

また、アンケートの内容、発送と回答受付においても、条例の原則に則り、個人情報の保護が厳格に確保される方法で行われると判断した。

(2) 結論

以上のとおり、その目的と内容、方法が条例の原則および条例第13条第1項第7号の

規定する「公益上の必要」に該当すると判断する。

4 審査会の経過

当審査会の審議経過は、以下のとおりである。

令和2年11月5日	諮問を受ける
令和2年11月5日	審議
令和2年11月20日	答申（令和2年答申第2号）

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋	進
副会長	佐口	裕之
委員	奥川	房代
委員	藤居	桂三
委員	松原	歌子